保険医療機関

 保険薬局

山梨県国民健康保険団体連合会 (公印省略)

査定理由詳細化に係る「増減点・返戻通知書」の表示変更について

本会の事業運営につきましては、平素から格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。 さて、今般、本会の審査結果について、査定理由の詳細化を図るため、事務的な内容のものか ら順次、「増減点・返戻通知書」へ表示することとなりましたので、特段のご高配を賜りますよう お願い申し上げます。

なお、本件につきましては、本会 HP (https://www.ymnkokuho.or.jp) へも掲載しておりますことを併せて申し添えます。

記

- 1. 「増減点・返戻通知書」については、現行、増減点事由記号 (A~K) のみ表示 しておりましたが、記号に加え具体的な理由を表示いたします。 (事務的な内容のものから順次実施いたします。)
- 2. 開始時期 : 令和 4 年 11 月審查分~

様式3-4 増減点・返戻通知書 医療機関番号 令和 4 年 月請求分(月診療分) 診療報酬明細書(柔整療養費支給明細書)を審査した結果、下記のとおり請求点数増減返戻がありましたのでお知らせします。 連合会 病院殿 医療法人 令和04年 月 日作成 1頁 一部負担金 保険者番号 保険 本·家 法別 被保険者証記号・番号・枝番 増減 返戻 備考 別制度入外①②③④ 箇所事由 增点/增額 減点/減額 増 額 減 額 日数 点数/金額 年 月 保 険 者 名 被保険者氏名 1 2 3 4 5 6 0 1 60 D $B-V \rightarrow 0$ 04 一般 本外 37 医科サンプル $37 \times 1 \rightarrow 0$ 一般 審査結果の理由等:『悪性腫瘍特異物質治療管理料には 一般 、腫瘍マーカー検査、当該検査に係る採血及び当該検査 の結果に基づく治療管理に係る費用が含まれますのでご 一般 留意ください。』 37 -- 船 <摘要欄> 37 ・査定の具体的な理由を印字します。 (事務的な内容のものから段階的に実施します。) 묵 通信欄 柔 10 診察 11~14 10 診察 11~14 10 初検 A 療養担当規則等に照らし、医学的に保険診療上適応とならないもの 20 投薬 21~28 20 投薬・注射 21~27 20 往療 B療養担当規則等に照らし、医学的に保険診療上過剰・重複となるもの 30 注射 31~33·39 30 注射·X線検査 31~33·39 30 整復 C療養担当規則等に照らし、A・B以外で医学的に保険診療上適当でないもの 40 処置 41~44 40 処置 40 固定 D告示・通知の算定要件に合致していないと認められるもの 50 手術·麻酔 54 50 手術·麻酔 54 50 施療 F 固定点数(施術料)が誤っているもの 58 修復 61~64 60 検査·病理 60 金属副子 G請求点数等の集計が誤っているもの 70 画像診断 59 補綴 70 後療 H 縦計算が誤っているもの 80 その他 60 検査・病理 80 罨法 Kその他 70 画像診断 90 入院 92 90 その他 J* 縦覧点検による 93 診断群分類 80 その他 Y* 横覧点検による 97 食事 90 入院 92 T* 突合点検による 97 食事 SNRST1006

※ 突合点検結果連絡書、再審査結果通知書についても同様

様式3-4 増減点・返戻通知書 医療機関番号 令和 4 年 月請求分(月診療分) 診療報酬明細書(柔整療養費支給明細書)を審査した結果、下記のとおり請求点数増減返戻がありましたのでお知らせします。 連合会 診療所殿 令和04年 月 日作成 1/ 1頁 科 保険 本・家 法別 被保険者証記号・番号・枝番 保険者番号 増減 一部負担金 返戻 診療 備考 別 制度 入・外 ① ② ③ ④ 被保険者氏名 箇所事由 増点/増額 減点/減額 増額 減額 日数 点数/金額 年月 医管 一般本外 04 レセプト太郎__50404 13 $45 \times 2 \rightarrow 45 \times 1$ - 般 審査結果の理由等:『歯科治療時医療管理料について、 一般 1日につき算定ですが、算定回数についてご留意くださ LI. 一般 45 一般 <摘要欄> 45 合計 ・査定の具体的な理由を印字します。 (事務的な内容のものから段階的に実施します。) 뮥 点 通信欄 10 診察 11~14 10 診察 11~14 10 初検 A 療養担当規則等に照らし、医学的に保険診療上適応とならないもの 20 投薬 21~28 20 投薬·注射 21~27 20 往療 B 療養担当規則等に照らし、医学的に保険診療上過剰・重複となるもの 30 注射 31~33-39 30 注射·X線検査 31~33·39 30 整復 C 療養担当規則等に照らし、A・B以外で医学的に保険診療上適当でないもの 40 処置 40 処置 41~44 40 固定 D告示・通知の算定要件に合致していないと認められるもの 50 手術·麻酔 54 50 手術·麻酔 54 50 施療 F固定点数(施術料)が誤っているもの 60 検査·病理 58 修復 59 補綴 61~64 60 金属副子 G請求点数等の集計が誤っているもの 70 後療 H縦計算が誤っているもの 70 画像診断 80 その他 60 検査・病理 80 罨法 Kその他 90 入院 92 70 画像診断 90 その他 J* 縦覧点検による 93 診断群分類 80 その他 Y* 横覧点検による 97 食事 90 入院 92 T* 突合点検による 97 食事 SNRST1006

様式3-4 増減点・返戻通知書 医療機関番号 令和 4 年 月請求分(月診療分) 診療報酬明細書(柔整療養費支給明細書)を審査した結果、下記のとおり請求点数増減返戻がありましたのでお知らせします。 連合会 薬局殿 令和04年 月 日作成 1/ 1頁 保険者番号 科 保険 本・家 法別 被保険者証記号・番号・枝番 増減 一部負担金 返戻 診療 要 備考 保険者名 別 制度 入外 ① ② ③ ④ 被保険者氏名 箇所事由 増点/増額 減点/減額 増額 減額 日数 点数/金額 年 月 時間外加算 (薬剤調製料) 123456789 • 01 一般本外 04 調剤サンブル 24 → 0 04 - 般 審査結果の理由等: 『時間外加算(薬剤調製料)は、休 - 般 日加算(薬剤調製料)と重複算定不可となりますのでご 留意ください。』 一般 24 一般 <摘要欄> 24 合計 ・査定の具体的な理由を印字します。 (事務的な内容のものから段階的に実施します。) 뮥 点 通信欄 整 10 診察 11~14 10 診察 11~14 10 初検 A 療養担当規則等に照らし、医学的に保険診療上適応とならないもの 20 投薬 21~28 20 投薬·注射 21~27 20 往療 B 療養担当規則等に照らし、医学的に保険診療上過剰・重複となるもの 30 注射 31~33-39 30 注射·X線検査 31~33·39 30 整復 C 療養担当規則等に照らし、A・B以外で医学的に保険診療上適当でないもの 40 処置 40 処置 41~44 40 固定 D告示・通知の算定要件に合致していないと認められるもの 50 手術·麻酔 54 50 手術·麻酔 54 50 施療 F固定点数(施術料)が誤っているもの 58 修復 61~64 60 検査·病理 60 金属副子 G請求点数等の集計が誤っているもの 59 補綴 70 後療 H 縦計算が誤っているもの 70 画像診断 80 その他 60 検査・病理 80 罨法 Kその他 90 入院 92 70 画像診断 90 その他 J* 縦覧点検による 93 診断群分類 80 その他 Y* 横覧点検による 90 入院 92 T* 突合点検による 97 食事 97 食事

SNRST1006